

令和3年3月15日	
資料提供	
担当課	港湾空港振興課
担当者	木村・南
電話	073-441-3020

和歌山県営 和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の運営について

本年4月1日以降の和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の運営については、(株)マリンルームオオタによる指定管理※から県による管理に変更し、一部の業務については、当面の間、次の事業者へ委託する予定となりましたので、お知らせします。なお、今回の変更にあたり、ユーザーの皆様にはこれまでどおりマリーナを利用いただけることを申し添えます。 ※指定管理期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日(予定)

事業者名 紀ノ川木材倉庫株式会社(南海マリーナを運営)
所在地 和歌山県和歌山市湊1820番

変更の背景

(1) 和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収業務における徴収金の不適正な管理

県が、(株)マリンルームオオタに委託していた和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収業務において、令和2年12月に、自動徴収機に記録された金額と県に納付された金額に差があることが判明しました。調査の結果、徴収業務受託事業者である(株)マリンルームオオタが徴収金の不適正な管理を認め、令和3年2月26日に差額を県に返納しました。

県は、一連の不適正な管理を踏まえ、徴収業務契約を2月25日付けで解除するとともに、2年間(令和3年3月5日～令和5年3月4日)の役務の提供等及び物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止措置を行っています。

なお現在、駐車場の料金徴収業務は県が直接実施しておりますので、これまでどおりご利用ができます。

駐車場料金の不適正な管理が確認された期間及びその金額

事業者名 株式会社マリンルームオオタ

所在地 和歌山県和歌山市太田485番地

期間 平成29年3月～令和3年1月

内訳 123,462,000円(自動徴収機記録)－89,144,000円(県納入済額)
＝34,318,000円(差額)

(2) 和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の今年度末までの運営について

現行の指定管理業務(平成30年4月1日から令和3年3月31日)については、利用者へのサービスを維持するために契約解除とせず、県による指導のもと同社が運営します。

(3) (株)マリンルームオオタによる指定管理業務の辞退届出

同社は、料金徴収業務における一連の不適正な管理を踏まえ、本年4月1日以降に予定していた契約を辞退する届出を提出しました。